

建物の解体工事等に伴う給水装置破損及び紛失予防のお願い

更新日：2018年7月30日

建物の解体工事等において、給水管等を損傷または破損及び水道メータの紛失が発生しています。解体工事を依頼されるお客様や、工事関係者の皆さまにおかれましては、下記注意事項を十分ご理解頂き、給水装置破損及び紛失予防にご協力願います。

事前に調査をしましょう！

■解体工事をする前に、敷地内や隣接する道路の埋設物、宅地内の状況について確認してください。

■止水栓・メータボックスの位置は現地で確認し、止水器具が正常に機能するか確認してください。

※止水栓とメータボックスの位置は、管理図面と異なっている場合があります。

■解体工事(防塵対策)等に伴い水道を使用する場合は、必ず前もって宗像地区水道管理センター施設課に「水道使用請求書」を提出してください。

※既設メータを使用の際は、メータ番号、指針を現地で確認お願いします。

使用中止後は、メータ指針を連絡してください。メータを確認撤去し、納付書を作成します。

工事中も気を付けましょう！

■解体工事にかかわる作業員に給水装置の位置等を十分周知し、給水装置を破損させないよう慎重に作業をしてください。

給水装置を破損させた場合は？

■万が一、給水装置を破損させた場合は、止水栓ボックスやメータボックス内の止水栓を回し、まず止水してください。

■止水後は、直ぐに水道管理センター施設課まで連絡をし、場所、破損状況等の報告をしてください。

■修繕工事は原因者の費用負担により、指定給水装置工事事業者に対応を依頼してください。

※指定給水装置工事事業者は水道管理センターまでご連絡いただくか、宗像地区事務組合ホームページ内でもご紹介しております。

水道メータは宗像地区事務組合からの貸与ですので、紛失・破損等をしないようにして下さい。

■水道メータを勝手に撤去したり、処分しないで下さい。万が一、解体工事等に伴いメータを紛失・破損等した場合は、直ぐに水道管理センター施設課に報告して下さい。

紛失・破損等をした場合



(1)メータの紛失届を提出して下さい。

(2)メータの実費をいただくことがあります。

解体後、住宅等の建替え等を計画している場合は？

■給水装置工事申込書(新設・改造)を提出して下さい。

※申請方法等につきましては、事務組合ホームページ内の「新たに水を引き込むには」をご確認いただくか、宗像地区水道管理センター施設課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

宗像地区水道管理センター施設課 ☎ (62) 0975